

京都市告示第 238 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関から廃止の届出がありました。

平成19年10月2日

京都市長 榎本頼兼

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
井上内科医院	北区等持院西町43番地	平成19年7月31日
宮本医院	南区吉祥院西ノ庄東屋敷町20番地の19	平成19年7月31日
林外科医院	左京区一乗寺宮ノ東町13番地	平成19年7月31日
高橋医院	左京区花背別所町1054番地の9	平成19年7月31日
(医) 竜安寺クリニック	右京区谷口園町3番地の10	平成19年7月31日
杉本医院	東山区三条大橋東三丁目33番地	平成19年7月31日
三井薬局	南区西九条藤ノ木町4番地	平成19年9月1日
久我調剤薬局	伏見区久我東町8番地の2	平成19年6月30日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)